

海外普通運賃航空券をお申込のお客様へ

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

海外航空券の販売は、当社とお客様との間で締結する手配旅行契約の約款に定めるところによります。

2. お申込み条件

- (1) 20 歳未満の方は、親権者の同意書の提出が必要です。
- (2) 70 歳以上の方、妊産婦の方および現在健康を損なうか身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申込み時にお申し出下さい。尚、この場合、医師の診断書をご提出いただく場合がございます。また、状況に応じて介助者や同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

3. 旅行契約の成立および旅行代金のお支払い

旅行契約の成立

- (1) 旅行契約は、当社がお申込みを受諾し、お申込み金を受領した時に成立します。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の場合はお申込み金の支払を受けることなく、旅行契約が成立します。
 - [1]お申込み金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(来店の場合は書面をお渡しした時点、FAXの場合は発信した時点、Eメールの場合はお客様に到着した時点で契約成立となります。)
 - [2]旅行出発日までに旅行代金と引き換えに航空券をお渡しする場合。(当社がお申込みを受諾した時点で契約成立となります。)
- (3) お申込み金(お一人様 30,000 円、ただし航空券代金が 30,000 円未満の場合は全額)は、当社がお申込みを受諾した日から 3 日以内にお支払い下さい。
- (4) お申込み金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。
- (5) 旅行代金からお申込み金を差し引いた残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14 日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払いください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14 日目に当る日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いください。

取消し待ちの手配

当社はおお客様のご要望により取消し待ちの航空券の手配を承ります。この場合でもお申込み金(お一人様 30,000 円、ただし航空券代金が 30,000 円未満の場合は全額)を申受けます。手配完了後、お客様へ連絡をさせていただいた時点で契約成立となり、その際に取消し・変更のお申し出があった場合は変更・取消料金を申受けます。当社が、手配完了のご連絡をするまでの間は、手数料なしにお申込みの解除・変更をすることができます。なお、あらかじめお客様との間で定めた期限までに予約ができなかった場合は申込金

全額を払戻しします。

4. 航空券代金

- (1) 発券時に適用運賃が定める有効な運賃・料金が適用となります。但し、為替レートの変動、利用する交通機関の運賃・料金の変更及び天災など当社の管理し得ない事由で料金に変更が生じた場合には、お申込み以降であっても代金に変更される場合があります。
- (2) 航空券代金とは航空運賃と航空保険特別料金の合計額を言います。なお、航空保険特別料金は、その他運送機関の課す付加運賃・料金、及び空港税の金額と共に航空運賃とは別途にご案内いたします。
- (3) 発券後に運賃・料金に変更が生じた場合には、発券時の適用運賃との差額を徴収させていただきます。

5. ご利用条件

- (1) 予約内容が航空会社のスケジュール改定、その他の予約管理上の都合により変更される場合があります。
- (2) お客様が旅行中に天災などの不可抗力、又はお客様の不注意により被った損害につきましては、当社では責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

6. ご注意

- (1) パスポートの残存有効期間をご確認下さい。又、入国する国によりビザが必要になります。パスポートの必要残存期間も国により異なります。
- (2) 外国に入出国する際には、パスポートと共に「出入国記録カード」「税関申告書」などが必要になります。お客様ご自身でご用意いただくか、当社で渡航手続代行を致します。(別途代行料金お1人様3,150円・内税を申し受けます。)
- (3) 外国での治療費用はかなり高額となる場合が多く、運送機関や宿泊機関からの賠償を取り付けるのが容易でなかったり、国情により賠償額が非常に低い場合があります。ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、お客様ご自身で十分な海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

7. 販売店にお支払いいただく空港諸税及びその他運送機関の課す付加運賃・料金等

- (1) 国際航空券発券時に徴収する事を義務づけられている空港諸税は旅行代金お支払い時に別途、販売店に日本円でお支払いください。なお、日本円換算額は航空券発券時に確定させていただき、それ以降の為替変動による追加徴収・返金はいたしません。為替レートは発券日の2~8日前の月曜日の東京外国為替市場終値(売渡レート)によります。
- (2) 空港諸税の新設・税額に変更があった場合は徴収額が変更になる場合があります。
- (3) 空港諸税は利用する航空券の適用運賃の大人・子供種別により徴収されます。
- (4) 航空会社によりその他運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。)及び航空保険特別料金を徴収する場合がありますので、航空券代金お支払時に別途販売店に日本円でお支払ください。詳細は上記(1)~(3)と同様ですが、航空保険特別料金については、航空会社により同一区間でも保険料の異なる場合や日本円で定額設定のケースもあります。また、運送機関の課す付加運賃・料金に関して、追加申請・認可のあった運送機関については、別途追加徴収させていただきます。
- (5) 訪問国により現地にて空港諸税を徴収する場合があります。

8. 変更・取消

- (1) 航空券の有効期間はご出発日から1年間となります。許容マイル内での日付変更・経路変更、契約がある他航空会社への変更が可能です。但し、週末にかかる日付変更には、運賃差額の支払いが必要な場合があります。
- (2) 発券後の取消・払戻、再発券を伴う変更は、航空会社の取消手数料と当社の取消手数料の合計額を申受けます。当社の取消手数料はお客様1件につき 5,250円(内税)となります。
- (3) 航空会社によっては、上記以外に特例がある場合があります。特例が適用される場合には、契約時にお知らせします。
- (4) ご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内にお申込みの取扱店にお申し出下さい。
- (5) 払戻に要する日数は、航空会社の審査期間等により次のとおりとなり、お客様へのご返金はその後となります。また個別の事情により払戻できない場合もありますのでご了承願います。
 - [1]未使用航空券・・・通常2ヶ月以上、一部外国航空会社では4ヶ月以上、～12ヶ月
 - [2]一部使用済み航空券・・・通常2ヶ月以上、内容により4ヶ月以上
 - [3]紛失航空券・・・通常7ヶ月以上、一部航空会社では12ヶ月以上
- (6) ホテルその他の手配については、別途変更・取消手数料がかかります。

(海外普通航空券取扱規定 2005年4月改訂)